



令和7年10月7日

令和8年度 予算編成方針



1 国・県の経済状況と動向

我が国を取り巻く経済情勢は、内閣府が令和7年9月29日に発表した月例経済報告によると、「景気は、米国の通商政策等による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」としている。

また、令和7年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」においては、『『今日より明日はよくなる』と実感できる社会へ』を掲げ、令和8年度予算編成に向けた考え方としては、「①賃上げ支援の施策を総動員するとともに、日本経済全国津々浦々の成長力の強化、②財政健全化目標の堅持と歳出改革努力の継続を基本方針とし、引き続き経済再生と財政健全化の両立を図るための中期的な経済財政の枠組みに沿った予算編成、③地方創生2.0の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着や外的環境の変化に強い経済構造の構築、少子化対策・こども政策の着実な実施などといった重要政策課題への必要な予算措置、④中長期視点に立った経済・財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた取り組みを進める。」としている。

一方、神奈川県の場合としては、財務省関東財務局横浜財務事務所による令和7年7月判断の経済情勢報告によると、「県内経済は、緩やかに回復しつつある」とし、先行きについては、「雇用・所得環境が持ち直す中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、物価上昇の継続、米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要がある。」としている。

また、県が令和7年9月8日に公表した令和8年度当初予算編成方針における、令和8年度の財政見通しでは、「歳入面では、賃上げに伴う個人所得の増加や物価上昇等に伴い、個人県民税や地方消費税の増収が見込まれるが、令和7年度に行った特例的な対応による臨時的な財源を除くと、全体としては大幅な減額

の見通しであり、歳出面においては、過去に大量発行した県債の償還がピークを過ぎたことにより、公債費が減少するものの、介護・医療・児童関係費や県有施設の更新等の政策的経費は増加することで、概ね500億円の財源不足を見込んでいる。」としており、このような状況を踏まえた予算編成方針は、「新かながわグランドデザイン実施計画に掲げるプロジェクトを着実に推進させるため、デジタルの力を積極的に活用し、子ども・子育て支援の取組や県内経済・産業の活性化、当事者目線の障がい福祉の実現、安全で安心なまちづくりなど、喫緊の課題に的確かつスピード感を持って対応していかなければならない。」としている。

2 町の財政状況と今後の見通し

町の財政状況と今後の見通しとしては、歳入面では、歳入の大宗を占める町税収入は、令和6年度に94億円を超え、引き続き高い水準となっており、国・県ともに、今後、景気は緩やかに回復していくことが想定されていることから、町においても、引き続き堅調な町税収入が期待できるものの、景気等の影響による下振れリスクにも十分留意する必要がある。

一方、歳出面においては、支出が法令などで義務付けられ、任意に縮減することができない義務的経費（人件費・公債費・扶助費）について、扶助費では、児童福祉費を中心に引き続き増加が見込まれるほか、公債費においては、過去に借入した町債の償還が進んでいる一方で、老朽化が進む公共施設の改修などに伴う新たな借入や金利の上昇に留意する必要がある。それ以外の経費についても、直面する高齢社会を背景とした医療・介護などの社会保障費の増加に伴う特別会計への繰出金の増や、物価高騰の影響などにより、さらに増加していくことが見込まれる。

また、子育て支援については、湘南地域で最も子育てしやすいまちを目指して、国の動きと連動した取り組みのほか、町独自の各種の取り組みを通じて、さらなる充実を図っていく必要があり、少子高齢化や人口減少が進む中でも、関係人口の確保や移住定住の促進を目的として、（仮称）寒川町ストリートスポーツパーク及び（仮称）相模川一之宮公園の整備など、多様な地方創生の取

り組みを行い、町の認知度向上を図る必要がある。さらに、デジタル化の取り組みなど、新たな行政課題の必要性はさらに増加することが考えられ、これら多様化するニーズに的確に対応するためには、さらなる財政需要の増加も見込まれることから、今後も厳しい財政状況が続いていくものと考えられる。

3 予算編成基本方針

寒川町総合計画 2040 の基本構想では、まちづくりの理念を「町民と町が協働するまちづくり」とし、まちの将来像を「つながる力で 新化するまち」としている。

この基本構想を実現するために、第 2 次実施計画及び第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）では、具体的な取り組みを示している。

町民のこころ豊かな暮らしを実現するため、第 2 次実施計画及び総合戦略に定める目標指標を達成するよう、令和 8 年度の予算編成基本方針を次のとおり定めるものとする。

なお、予算要求にあたって各施策責任者（部長級職員）は、予算編成基本方針を踏まえるとともに、各事業の必要性、効率性、優先性等を徹底的に精査し、施策間及び施策内の調整を行ったうえで、配分調整額の範囲内で要求することを基本とする。

ただし、予算要求後の社会情勢の変化等により、新たな対応が必要となった場合は、予算編成過程を通じて適宜調整することとする。

(1) 寒川町総合計画 2040 第 2 次実施計画及び総合戦略に基づく取り組みの推進

寒川町総合計画 2040 第 2 次実施計画及び総合戦略で定める各目標指標の確実な達成を目指すとともに、効率的かつ効果的に推進するため、次の事項を主眼に置いて予算要求すること。

1. 町民のこころ豊かな暮らしの実現に向けた取り組みの推進

町のブランドスローガン「『高座』のこころ。」にあらわされる「穏やかさ、優しさ、あたたかさ」を念頭に置いた、「一歩先の安心」という価値を提供できる取り組みを推進すること。また、町民・事業者・団体等の参加や参画による「協働によるまちづくり」に積極的に取り組むこと。

2. 第 2 次実施計画及び総合戦略の取り組みの推進

第 2 次実施計画及び総合戦略で定める各目標指標の達成を目指した取り組みを推進すること。なお、第 1 次実施計画の総括評価や第 2 次実施計画の事中評価で指摘された内容を十分に踏まえること。

3. 新規事業及び町長公約並びに議会提案等への対応

令和 8 年度当初予算に関する新規事業及び町長公約ヒアリングにおいて決定された案件、さらに議会からの指摘や提言については、それぞれの内容を十分に検討し、適切に予算要求へ反映すること。

(2) 将来を見据えたまちづくりへの取り組み

本格的な少子高齢化・人口減少が進む中でも、将来に渡って持続可能な町としてあり続けることができるように、子ども・子育て支援のさらなる充実、関係人口の確保や移住定住の促進を目的とした町の認知度向上、エネルギー価格・物価高騰を踏まえた適切な予算の要求、デジタル化のさらなる推進など、社会環境の変化に伴い、複雑・多様化する町民ニーズへ迅速かつ的確に対応し、「将来を見据えたまちづくり」の取り組みを推進すること。

(3) 持続可能な行財政運営の取り組み

限られた財源・人的資源の中、将来にわたり持続可能な行財政運営を行うために、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、必要性、効率性、優先性等の観点から、最小の経費で最大の効果を挙げることができるように、事業内容をゼロベースで見直すほか、事業のスクラップ、民間活力の活用やデジタル化による省力化・省人化などの取り組みを推進すること。

また、国・県などの補助事業等の情報収集に努め、補助金が活用できるよう関係機関と十分に連携や折衝を図り、積極的に財源確保に取り組むとともに、基金の有効活用、利用料や受益者負担の適正化、広告掲載等による収入の確保、保有する財源の有効活用や売却、公共施設のネーミングライツ導入やふるさと納税、クラウドファンディングなど、創意工夫と多角的な視点で歳入確保を行うこと。

【令和8年度の配分調整額】

令和8年度の予算編成基本方針に基づく、一般会計歳入・歳出の配分調整額は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	配分調整額
令和7年度	19,640,000
令和8年度	18,552,821
令和9年度	18,673,586
令和10年度	19,382,547

4 予算編成における留意事項

(1) 総括的な事項

- ①単に単年度の歳入を増やし、歳出を抑制するというだけでなく、中長期的・総合的な観点から「今やるべきことは何か」を考え、最大限町民の幸せと誇り（住民福祉の増進）につながることを前提にすること。
- ②まちの将来像である「つながる力で 新化するまち」を実現するため、これまで以上に協働によるまちづくりを推進し、行政のみによる取り組みだけではなく、町民や町内外の民間企業、団体の協力を得て共に取り組むことでより高い効果が見込める事務事業がないか再確認すること。
- ③少子化・人口減少対策、デジタル化の推進、公共施設マネジメントや脱炭素化の推進などの様々な社会的な変化に対応できるよう、現行の執行方法も含めて費用を見直し、真に必要な要求額とすること。
- ④総合計画 2040 第 2 次実施計画の着実な推進に向け、各部課等で作成した「施策目標」や「組織目標」を踏まえ、目標達成に向けて、より効果的な事業推進が図られるようにすること。
- ⑤予算要求にあたっては、各事業の妥当性を裏付ける客観的事実などのエビデンスに基づき行うとともに、説明責任を果たすためにも、背景にある課題、目的及び目標等を明らかにしておくこと。
- ⑥部課等の長は、部・課を経営する「経営者の立場」あるいは「部・課内を総括する立場」として施策・事業を掌握し、特に部等の長においては施策の責任者であることから、全ての要求額を費用対効果の視点も踏まえて精査すること。

(2) 歳入に関する事項

- ①町税については、今後の景気動向、企業の業績、税制改正をめぐる様々な論議を注視するとともに、的確な課税客体の把握に努めること。さらに、課税客体の現況と課税上の取扱いの整合性を再確認し、適正課税の確保に努めること。
また、町税や保険料等の収入未済額については、負担公平の原則から縮減に向けてあらゆる努力をし、収納率の向上に一層の取り組みの強化を図り、積極的な税収確保に努めること。特に、時効等により徴収不納とならないよう注意を払うこと。
- ②分担金及び負担金については、事業の性格、実施規模、他市町村の状況を踏まえ、負担の適正化を図り本要求すること。

- ③使用料及び手数料については、これまで無料であったものも含め、町民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に基づき、近年の人件費や物価高騰等の状況を踏まえて、現行の負担額が適正であるか十分に検討すること。なお、手数料については「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に従った対応をとること。
- ④国県支出金については、経済情勢、国、県の予算編成及び地方財政措置等の動向に加えて、各補助金の補助対象要件等を的確に把握した上で、補助対象事業となるよう創意工夫をするなど、新たな補助金の獲得に向けて積極的に取り組むこと。既存補助金については過去の収入実績を勘案して、確実な額の把握に努めること。特に、県支出金については、県担当部局と連絡を密に行い情報収集を図るとともに、県補助金が廃止及び減額される場合は、歳出予算の見直しを迫られることから企画政策課及び財政課と協議すること。また、民間の補助金や助成金も活用できないか併せて確認・検討すること。
- ⑤町債については、世代間公平負担の考え方を基本に持ちつつも「プライマリーバランスの黒字化維持」の観点からその発行等は慎重に考察し、やむを得ないもののみとすること。
- ⑥広告掲載料やネーミングライツ導入、ふるさと納税、クラウドファンディングなどにより、新たな財源確保に積極的に努めること。また、基金については、設置目的に沿った事業の財源として、適時かつ有効な活用を図ること。
- ⑦行政財産については、その目的とする事業に支障がない限り、行政財産の目的外使用を認め、財産収入の確保を図るとともに、各課等において管理する重要物品を含め財産の活用、売却等について再度精査すること。

(3) 歳出に関する事項

- ①総合計画 2040 第 2 次実施計画の令和 8 年度新規事業調査に係る町長ヒアリングでの指示事項等を踏まえ、本予算編成基本方針及び留意事項等に沿って本要求すること。また、成果がない事業や効果が薄い事業については成果等が見込める事業への組み替えや抜本的な実施方法の見直しなどを行い、出来ない場合は原則として事業を廃止すること。なお、基本的に、別に通知する配分調整額の範囲内で本要求すること。ただし、予算要求後に社会情勢の変化等により、新たな対応が必要となった場合は、予算編成過程を通じて適宜調整することとする。
- ②会計年度任用職員の予算要求にあたっては、その事務事業の内容を十分検討し、不要不急事務等の徹底した排除を行い、安易に職員を雇用することがないよう努め、必ず人事課と事前調整をしてから予算要求を行うこと。

- ③旅費については、近隣及び電車では不便な場所については公用車対応とし、公用車対応外の場合には、寒川町職員の旅費に関する条例第 6 条前段の趣旨のもと、必要最低限度の人員で計上すること。また、できる限りオンライン会議を活用するなど、会議の在り方を工夫、検討すること。視察研修などにかかる旅費以外の関連費用については、事前に人事課及び財政課と十分調整を行うこと。
- ④需用費については、エネルギー価格・物価高騰による影響も考慮した上で、経費の徹底した見直しを行い、真に必要なものだけを計上すること。特に、消耗品費等においては、「寒川町広告付き物品の提供の取扱いに関する要綱」を最大限に活用するなど、安易に計上しないこと。また、物品購入等について、複数の課で、仕様・様式が共通（類似）しているものを購入する場合は、可能な限り各課で連携して一括購入すること。
- ⑤通信運搬費については、郵便料金の改正を踏まえて内容物等を精査し、真に必要なものだけを計上すること。なお、郵送料については、郵便局の各種割引サービスを可能な限り活用し、経費削減に努めること。
- ⑥手数料については、新たな負担が生じる可能性など直近の情報に留意し、計上漏れがないよう適切に予算要求すること。
- ⑦委託料については、その事業内容、必要性を十分検討した上で、適正な額を計上すること。特に、管理・保守点検等の委託については、その内容の徹底した見直しを行うこと。さらに、職員で対応できる業務（特に、計画策定、調査委託、工事等の設計、監理）等については最大限削減すること。なお、工事等の設計については適正な設計内容が担保されるよう留意すること。
- ⑧公共施設の計画的な更新・修繕費等については、公共施設再編計画に基づくもののみ要求を認めることとする。なお、利用者の安全確保など緊急やむを得ないものは別途要求を認めることとするが、対象施設の必要性も含めてあらゆる角度から修繕等の必要性を検証し、論理的に説明できるものに限定し、必ず資産経営課と事前調整をしてから予算要求を行うこと。また、公共施設の整備、更新等については「寒川町 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」に基づき、PPP/PFI の手法を優先的に検討すること。
- ⑨債務負担行為の設定に当たっては、設定期間中における支出額の偏りについて留意すること。
- ⑩補助金については、公費支出の妥当性、補助事業の目的及び効果（成果）を検証した上で関係者と調整し、計上すること。特に、事業費補助の視点から、団体が実施する事業に要する費用として最低限度のものに限り補助を行うようにすること。また、補助団体における繰越金及び自立に向けた自主財源確保のため、新規事業の実施や既存事業の見直しなどを継続的に行うこと。なお、茅ヶ崎市等の行政間での支出が必要な補助金等については、

関係機関等と十分に調整を行うこと。

- ⑩義務的経費のうち特に扶助費においては、町単独事業、横出し及び継ぎ足し単独分について、事業の必要性を含め精査し、見直しを図ること。

(4) 特別会計予算に関する事項

- ①前記事項に準じて行うが、地方自治法第 209 条第 2 項及び特別会計条例の本来の趣旨に則り、経営効率の改善を進めること。
- ②使用料・保険料などの町民負担の適正化を念頭に財源の確保を図り、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減・合理化に努めること。
- ③一般会計からの繰入金については、法定（基準内）である一般事務経費などを削減するとともに、基準外繰入金充当先についても再度精査し、一般会計の過度な負担とならないよう努めること。

(5) その他

- ①各部・課等に関連する事務事業については、施策責任者の指示の下、関係部課等との連携を密にし、十分協議の上、効率性、統一性を欠くことのないよう予算計上すること。
- ②予算と関連する条例及び規則等の制定、改廃等の諸準備については、総務課と協議を行うこと。
- ③建築営繕に係る設計、工事等の予算見積については、資産経営課へ依頼し、協議したうえで予算計上すること。
- ④「公の施設の管理運営」については、公共サービスの向上や行政の効率化等を図る観点から、民間事業者のノウハウ等を活用することにより効率的かつ効果的に公共サービスを提供することが期待できる「指定管理者制度」や「PPP/PFI 手法」の導入を積極的に検討すること。
- ⑤本要求にあたっては、まちづくり懇談会や各種審議会等、議会のほか、監査委員の意見、指摘事項等についても十分把握・認識し、検討のうえ予算要求に反映させること。
- ⑥細部については、「令和 8 年度当初予算本要求要領」によること。
- ⑦その他、情勢の変化に伴う連絡事項については、必要の都度、通知する。